

飛鳥浄御原律令に関する諸問題

林 紀 昭

【要約】一九五〇年代後半、活発に議論が交わされながら、その後研究の途絶状態にある浄御原律令の編纂施行の問題について、法の継受という新しい視点を入れながら、法歴史の立場に限定して考察を行なう。律令体制成立過程の総合的な再検討の礎としての意味をもつ。

筆者が復原した浄御原令文等の継受のあり方を考えると、日本は壬申乱の終了後、遣新羅使を通して、新羅の律令体制の実施の様子を参酌しながら、唐永徽令の規定を個別的に継受してきたが、浄御原令編纂に際し、永徽律令の体系的な継受を最終的にこなしたと考えられる。この編纂制定の直接的契機となったのは、七世紀後半の緊迫した東アジア情勢の下で、武烈王代律令体制をとり支配秩序を確立すると共に、唐軍を半島より駆逐して半島全域を代表して唐帝国の冊封体制に参加する新羅の動きであろう。その様な新羅との唐帝国に於ける国際的地位をめぐる競争に打ち勝つ為に、国家体制の急整備をはかる必要から、従来の個別的律令規定に基づく支配秩序の上に、唐制を直訳的に継受した規定をも含む体系的な法典として、浄御原令を施行したと考えられる。

その他、右の視角の下で新たに浄御原律令の編纂過程を見直し、また律令制研究の現段階で浄御原律令存否問題を新たに位置づけし直す必要があると問題提起を行ない、更に律令体制成立過程に於ける浄御原律令と大宝律令の果たした役割の差異についても論及した。

史林 五三卷一号 一九七〇年一月

一 はじめに

近年、日本古代律令国家の成立の画期を天武・持統朝に求める見解は、七世紀から八世紀にかけての国家権力の構造や性格、更には社会構造の解明を通じて、ますます有力になりつつある。法史学の分野に於いても、当時の国家の基本

組織を規定した成文法——律令——の編纂が律令支配体制確立にどのような役割を果たしたか、という観点から検討が進められて、浄御原律令施行の位置が明確にされてきた。

周知の如く、戦前の律令編纂過程の通説は、滝川政次郎・坂本太郎両氏に代表される近江令——飛鳥浄御原律令——大宝律令——養老律令の四段階説であった。^①ところが、一

九五二年中田薫氏がその通説に反対して自説を再論して以来、六〇年前後まで、坂本太郎・青木和夫・林陸朗・石尾芳久・田中卓等の諸氏の手によって、主として浄御原律令の制定経過の問題をめぐって、論議の交わされてきたのはよく知られているところである。その議論の内容は、近江令と浄御原律令との関係・浄御原令の施行の効力及びその内容・浄御原律編纂施行の有無の三点に集約できよう。

私なりの論争の整理をしておく、現在の有力説としては、(1)近江令は一応は施行されたけれども、その内容についてはまだ検討の余地が多く残されており、中でも体系性をもった法典であったかどうかの究明は、今後の最大の課題である。(2)浄御原令は体系性をもって施行され、以後の律令体制の出発点を築きあげたのに対し、浄御原律は編纂は進められたものの、完成したかどうかは疑問で施行されることなく、代りに唐律が用いられた可能性が強い、というところに落着くのではないかと思われる。^③

しかし、これで結着がついたかと言うと、論争参加者も含めて、古代法史・古代史研究者は誰しもそうは思っておられないようである。それは関係史料が限定されていると

いう理由もあって、いわば各人が自分の説を開陳した段階で議論が途絶してしまつた点からも窺えよう。更にその頃より日本古代国家を律令体制の成立過程の側面から捉えようとする研究が活発化しだし、官人制・班田制・戸籍・雑徭・歳役等といった律令に基づく個別政策の緻密な実証的研究が進められ、天武持統朝の史的意義が次第に解明されてきた。そのような「内的批判の積み重ね」^④の重要性の認識が、限定された史料の中で構成するにすぎない律令編纂過程に関する前記の論争を中断させた一因とも言えよう。このために、律令体制成立に関する個別的研究がますます広範囲にかつ蔽密に追求が行なわれていった一九六〇年以降、律令編纂過程のみを限定された史料で追求する法規史的研究は、前述の個別研究の中で行なわれる浄御原令文の復原以外には、僅かに二、三の論争参加者による再論が見受けられるにすぎず、全くとだえてしまったことは一面では当然であったと思われる。

だが、このような法規史的研究途絶の中で進められている律令体制成立過程論に問題が無い訳ではない。それは、天武持統朝の史的意義を重要視し、律令体制成立の淵源を浄

御原令施行に求めるあまり、浄御原令施行を以って律令国家確立とまで求める傾向が最近では強くなりつつある。それは余りにも法という外面的指標と法が志向する内容の現実的具備との食違いを軽視した結果と言えないであろうか。ところで、一九六六年以降進められている持統文武両天皇の宮都である藤原宮の内裏周辺地域の発掘を通じて、多数の木簡が発見されたのは貴重である。⑤ 浄御原令から大宝律令への転換期の実態を記した一等史料である木簡の究明によって、日本書紀の欠を補い、浄御原令を復原して、日本における律令制古代国家の成立の実態を探ることが、始めて可能になった訳である。⑥ 改めて日本古代国家像の再討議の活発化が十分に予想されるが、その前にいまだ結着のついていない浄御原律令の制定施行の問題を、研究の途絶状態にある法規史研究の立場ではありながらも、従来とは別の角度から再考しておくことは、今後の律令体制成立過程の総合的な検討への礎としての意味からも、法史学専攻者の果たすべき一つの課題であると考えられる。

それ故、従来の論争においては全く触れられていなかった法の継受の観点から、浄御原令の復原を試み、また浄御

原令の継受の過程を追求し、更には七・八世紀の東アジア政治情勢に起因する国際的契機の究明から浄御原令の制定施行の意義を論じ、また現段階では浄御原律の存否の問題を如何に律令編纂過程の中で位置づけるか等、浄御原律令の法規史的再構成に問題を限定しながら、検討を行なってみたいと思う。

① 滝川政次郎『律令の研究』(一九三二)・坂本太郎『大化改新の研究』(一九三八)

② 中田薫「古法雜観」(一九五三年発表、後『法制史論集』第四巻に所収、なお氏の最初の見解は「唐令と日本令との比較研究」の題で一九〇四年発表、後『法制史論集』第一巻に所収されている) 坂本太郎「飛鳥浄御原律令考」(一九五四年発表、後『日本古代史の基礎的研究』下巻に所収) 青木和夫「浄御原令と古代官僚制」(『古代学』三巻二号 一九五四) 林隆朗「近江令と浄御原律令」(『国史学』六三三号 一九五四) 石尾芳久「律令の編纂」(一九五六年発表、後『日本古代史の研究』に所収) 利光三津夫「律をめぐる諸問題」(一九五七年発表、後「最近における律研究の動向」と改題して『律の研究』)に所収) 田中卓「天智天皇と近江令」(『神道史研究』八巻六号 一九六〇) 林隆朗「浄御原律令の制定」(『歴史教育』九巻五号 一九六二) 石尾芳久「日本古代法史」(一九六四) 青木和夫「律令論」(日本歴史学会編『日本史の問題点』所収 一九六五)

③ 近江令体系疑問説(青木)・浄御原令体系施行説(石尾)・浄御原律非施行唐律代用説(青木・石尾)

④ 井上光貞「律令体制の成立」(一九六二年発表、後『日本古代国家の研究』所収四九六頁・一九六五)

⑤ 奈良県教育委員会編『藤原宮跡出土木簡概報』（一九六八）・『藤原宮』（一九六九）等

⑥ 岸俊男『藤原宮跡の木簡』（『月刊文化財』六八年八月号一六頁）

二 浄御原令復原の一方法

浄御原令の復原は、日本書紀・続日本紀の記事や正倉院文書の戸籍等に基づいて、その条文の内容を推測する方法がとられているが、史料が断片的である故、その作業は困難をきわめているのが実状である。従来の代表的な復原法の提示者としては、滝川政次郎・坂本太郎両氏が挙げられる。滝川氏の場合、続日本紀・大宝元年八月癸卯条の大宝律令完成の記事に、「大略以浄御原朝廷為准正」とあることを根拠に、大宝養老二律令と浄御原律令との間には内容に大差が無かったとみ、両者の差異を検討することによって、浄御原律令の内容を理解しようとする。①一方、坂本氏は、浄御原律令制定前に詔として發布の政治的処置、或いは天武朝以来実施の儀式行事と同一内容が大宝養老令条文に規定されている場合、その規定が中間の浄御原令条文にも存在していたと推定する方法をとる。この場合も、前述の続紀大宝元年八月癸卯条の記事に基づき、浄御原律令は大宝

律令と同じような篇目条文が大部分存在するということが前提とされている。②以後の浄御原令復原の諸研究も、この二方法のいずれかを踏襲していると言ってよい。③

だが、現在迄のこれらの方法に依拠した浄御原令復原研究には疑問点が無い訳ではない。それは、唐武徳律令の撰定について「大略以開皇為准正」と記す唐会要の原史料を参考にして書かれた、前記続日本紀・大宝元年八月癸卯条の記事の「准正」の文字の意味する内容の究明の方向についてである。従来の研究では、滝川氏の如く、大宝養老二令と浄御原令とは大差がなかったとみ、それを受けて、坂本氏の如く、大宝律令と同じ篇目及び条文が浄御原令に大部分存在していたと解し、その結果、浄御原令と大宝律令との差異の追求に全力が傾けられてきた。そこで反対に史料的に差異が検出されにくい部分については、大宝令と同一の条文が浄御原令にも存在していたと、安易な連続性の主張がなされている向きがあるのではなからうか。従って、浄御原令の位置が必然的に重視され、大宝令と同一規模のような完備した律令体制が浄御原令に基づき完成したと結論づけることで満足している論著も少なくないように思われる。

そこで、筆者の今後の論にも関係するので、先ず「真正」の内容について私見を述べておく。浄御原令の篇目に「考仕令」「戸令」が存在していたことは書紀から窺われるが、多数の研究により、浄御原令が大宝令と篇目を同じくする内容の令であることは、既に確認されているように思われる。しかしながら、いまだ大宝令と同じ条文が多数存在していたと結論づけるに足る十分な確証は得られていない。また、いくつかの条文は大宝令と内容的に異なっていたことが証明されている。それ故、現在の段階では、真正の語を以って浄御原令は大宝令とほぼ同じ篇目及び条文であったとまで解することは危険で、大宝令と類似した篇目構成であった位に留めるのが妥当と考えておきたい。

以上の前提をふまえて本題に入るが、今回筆者の提示する方法でも僅か一条の復原にすぎないし、依拠する史料も従来の研究と同様、もとより日本書紀の中の持統天皇五年十月乙巳条が中心となる。ただその際、中国朝鮮の史料を援用し、母法——継受法の関係を確認した上で、母法の内容から継受法の内容を推測すること、そして天武持統朝の書紀の記事、特に浄御原令施行後の詔に式的機能をもつ詔

はないかとの検討の上で、式の内容から令の内容を推測するという二つの方法を併用しながら、令の内容を復原する点にこの方法の特徴がある。

素材とする持統紀五年十月乙巳(八)条を先ず記しておく。

詔曰 凡先皇陵戸者置五戸以上自餘王等有功者置三戸 若陵戸不足以百姓充 其徭役免 三年一替^④

この詔文を浄御原令条文そのものと解する意見もみうけられるが、延喜諸陵式に類似の規定が見られ、令の施行細則としての性格が認められる。そこで、この式的性格をもつ詔に対応する令として参考となる大宝喪葬令第一条——古記による復原から、養老喪葬令とほぼ同一の規定であったと推測される——を指摘しておく、

凡先皇陵置^{△△△△}陵戸令守 非^{△△△△}陵戸令守者十年一替 其兆域内不得[●] 葬埋及耕[●] 牧樵採[●]

(本文「養老令」○印「同文大宝令」△「推定同文大宝令」●印「異文大宝令」)

すなわち、令は陵戸の設置を命じているのに対し、持統五年詔はその陵戸の数を具体的に指定しており、原則的规定たる令と施行細則としての式的機能をもつ詔との関係が窺えよう。それ故、宮城榮昌^⑤、虎尾俊哉^⑥両氏の指摘の如く、

この持統五年詔は体系性をもって施行された浄御原令の一篇、喪葬令の第一条の式的機能をjもって出された詔と考えられる。

ところが、大宝令では、「非陵戸令守者十年一替」と、令文中に非陵戸者の交替について規定するのに対し、持統五年詔でも交替の年数こそ異なるが、陵戸の不足を一般民戸で補充した際の交替規定・免税規定が既に含まれている。従って、虎尾氏の如く、「浄御原令」の中には、前に引用した『養老喪葬令』とは、ほぼ同一の規定が存在し、その規定の施行細則として五年十月に前掲の詔が発令された^⑩（傍点引用者）との理解に留まる限り、持統五年詔の中に後の令の内容が含まれている理由が解きえぬのではないかと思われる。言いかえると、持統五年詔には後の令文の内容が既に規定されていることから、浄御原喪葬令第一条は大宝喪葬令同条とは内容が異なり、非陵戸者の交替規定は存在していなかった疑いが強くなってくる。

そこで視角を変えて、当時の中国唐・朝鮮新羅の喪葬令の規定を眺めてみることにする。唐令に於ける陵戸の規定は、唐令拾遺には開元七年令として次のように復原されている。

諸諸陵皆置留守 領甲士与陵令相知巡警 左右兆城内禁人無得葬埋 古墳則不毀^⑪

問題は、この規定が果たして何時頃より設けられたかであるが、唐会要に収載されている景龍三年（七〇八）の太常博士唐紹の上疏の中に、「先代帝王陵戸准式二十戸」と、開元七年令の内容に対応する式の内容が認められる。この式は直接には垂拱元年（六八五）施行の垂拱式を指すかもしれぬが、垂拱式の編纂が前式の永徽式に新たに計帳勾帳二式を加える程度の部分的改正にすぎず、また垂拱律令の編纂も律二四条の改正のみであることを考えると、唐高宗永徽二年（六五二）の永徽律令格式の施行に際し、陵戸の徵発等の細則規定が永徽式に存在し、更に開元七年令類似の、単に陵戸の設置を命じる原則的規定からなる一条が永徽喪葬令に存在していたことが認められよう。

次に朝鮮新羅喪葬令の該当条文の復原に移ると、三国統一をなしたげた武烈王が唐律令を継受して律令を頒布したのが武烈王元年（六五四）である故^⑫、その直前の六五一年施行の永徽律令を母法として継受したことは、当時の唐羅の関係からも認められる。ところで、その十年後の文武王

四年（六六四）に、「命有司徒民於諸王陵園各二十戸」との記事が見える。^⑤ 武烈王令に喪葬令の規定が存在していたことは確実である故、この下命は唐永徽令を継受したために細則規定の無かった武烈王喪葬令を実施しようとして、永徽式に倣って出された式的規定と考えてよいであろう。国家樹立に貢献した金庾信の死に際しても、「定人民戸以守墓焉」と、墓戸の設置が命じられており、唐を朝鮮半島より駆逐し、国家意識の昂揚した文武王の時に、先皇の陵墓の整備を命じるこの下命が出されたところに、律令体制における喪制の果たす役割の一端を窺うことができよう。

以上の考察によって、唐永徽令、それを継受した新羅武烈王令共に、喪葬令に於いては単に陵戸の設置を規定する原則的規定が中心で、陵戸の救或いは徽発に伴う免税規定は、式或いは式的機能をもつ詔にゆだねられていたことが認められる。

この事実と、先述の持統五年詔から推定されてくる浄御原喪葬令の内容を照合すると、興味ある問題が提起されてくる。浄御原令に従って出された持統五年詔と、唐永徽律令等を継受した新羅武烈王令の細則規定たる文武王四年の

下命とは単に内容が類似するというだけでなく、発令の形態も共通するのである。この理由は次節に同様な例を指摘して述べるが、浄御原喪葬令も新羅武烈王喪葬令とはほぼ同一の内容であったと考えば、細則規定の内容の類似・発令の形態の一致の原因を解きえぬであろう。すなわち、浄御原令には大宝令と異なり、非陵戸者の交替規定が規定されていない疑いが強かったが、それは、以上の唐羅喪葬令の内容と合わせ考える時、浄御原喪葬令本条が唐永徽令の内容を直訳的に継受した結果、大宝養老令とは異なり、陵戸の設置という唐令に類似した原則的規定に留まることになったからと考えられる。それ故、浄御原喪葬令実施のため、唐永徽式を受けて、後の大宝令の内容の一部をも含む式的機能をもつ細則規定が、持統五年詔として発令される必要があったのである。以上の例証によって、本節の最初に触れた如く、「准正」の扱いは今後従来より一層の慎重な態度が要求されよう。

最後に、日唐喪葬令、持統五年詔、更に浄御原令に起源をもつと言われる品部雑戸を規定した官員令別記を参考^⑥しながら、浄御原喪葬令第一条の内容を推定しておく。

本条は、陵墓には陵戸を置けという原則的規定が中心で、彼等の徴発法・教等は式にゆだねられていて、令の明文としては規定されていなかった。ただ、陵戸は陵守と墓守とに分かれ、その職務として陵墓の巡警が規定されていたであろう。

更に入大宝令、唐令ともに一致して規定することから、兆域内での葬埋や耕牧樵採も本条で禁止されていたと思われる。

- ① 滝川政次郎『律令の研究』（九八頁以下）
- ② 坂本太郎「飛鳥浄御原律令考」（『日本古代史の基礎的研究』下巻一〇頁以下）
- ③ その他には、大化改新詔・浄御原令修飾説の立場から、改新詔を浄御原令文とみなして復原を行なう研究がある（高島正人「浄御原令諸条の復旧」（『立正史学』二九 一九六五）。しかし、改新詔の取扱いに、まだまだ慎重な態度が要求されると思うので、浄御原令復原の第三の方法とは考えない。
- ④ 日本書紀の引用は、日本古典文学大系本『日本書紀』下（一九六五）に依る（五一―一頁）。以下も同様である。
- ⑤ 狩野久「品部雑戸制の再検討」（『史林』四三巻六号五〇頁 一九六〇）
- ⑥ 延喜式巻二 諸陵寮 陵戸条
- ⑦ 凡山陵者 置陵戸五烟令守之 有功臣墓者 置墓戸三烟 其非陵墓戸 差点令守者 先取近陵墓戸充之（『国史大系本』『延喜式』五五六頁）
- ⑦ 令義解 卷九 喪葬令先皇陵条（『国史大系本』『令義解』二九一頁）
- ⑧ 宮城栄昌『延喜式の研究 史料編』（五二二頁 一九五五）
- ⑨⑩ 虎尾俊哉『延喜式』（二二頁以下 一九六五）

① 仁井田陞『唐令拾遺』（八〇六頁 一九三三）

② 唐会要 卷二 諸僧号陵

③ 浅井虎夫「支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革」（二七七頁以下 一九二一）

④ 拙稿「新羅律令に関する二・三の問題」（『法制史研究』一五七頁 一九六七）

⑤ 三国史記 卷六 新羅紀六・文武王四年二月条（『学智院東洋文化研究』所刊行『三国史記』に依る。五四頁 以下も同様である。）

⑥ 三国史記 卷四三 列伝三・金庾信下（三七四頁）

⑦ 狩野久「品部雑戸制の再検討」（本節⑤参照・新井喜久夫「官員令別記について」（『日本歴史』一六五号 一九六一）

⑧ 令義解 卷四 職員令諸陵司条古記所引別記

古記云 別記云 常陵守及墓守 并八十四戸 倭国卅七戸 川内国

卅七戸 津国五戸 山代国五戸 免調係也 公計帳文莫納 別為計

帳也 借陵守及墓守并百五十戸 京二十五戸 倭国五十八戸 川内

国五十七戸 山代国三戸 伊勢国三戸 紀伊国三戸 右件戸納公計

帳文 而記借陵守也

三 浄御原令の継受

浄御原令の藍本については、早く滝川政次郎氏が近江令と唐永徽令を指摘されている。しかし、氏も浄御原令が永徽令によったという確証を掴み得なかったことを述べておられる如く、寡聞にして今迄その点について確認した論稿の存在するのを聞かない。（筆者の不勉強によって見落した論

稿の存在することを恐れるが、だが、前節で指摘した如く、唐永徽令を継受して、朝鮮新羅では武烈王律令が定められ、日本では天武持統朝に浄御原令が編纂制定され、然も両国とも令の規定を実行するに必要な永徽式に倣った式的機能をもつ細則法とも言うべき詔・下命の実施されたことが、一例でも確認される以上、浄御原令の復原が非常に困難な今日では、従来不明であった浄御原令の藍本が唐永徽令であることの具体的な確証を掴み得たと称しえよう。

そこで問題になるのは、日本がこの永徽令継受到際して、果たして唐から直接に継受したかどうかである。この点で示唆的なのは、以下の関晃氏の見解である。天智八年（六六九）を最後に、大宝二年（七〇二）まで遣唐使の派遣が一時中断されたその期間に、新羅学問僧の還俗の行なわれることが特に多い点に着目された氏は、「唐との直接の交渉が杜絶していた時期に、日鮮関係が大陸文化摂取の上に非常に大きな意義をもっていた」とし、「この期における遣新羅使のもつ文化的意義を改めて認識することが必要だ」と強調されている^②。浄御原令の編纂開始が遣唐使派遣中絶の間の天武十年（六八一）であることを考えると、当然新

羅經由による律令継受の有無の検討が必要であろうと思われる。なるほど、滝川氏の指摘の如く、大宝律令の撰定にも関与した唐留学生伊吉連博徳が、斉明七年（六五九）唐から帰朝するにあたって、永徽律令を齎し帰っていた^③可能性を直に否定することは困難である。だが、斉明七年から浄御原令編纂開始までの間には長年の歳月が経過しており、然もその間には滝川氏自身藍本を武徳令と考えておられる所謂近江令が存在していたり、また律令体制へ踏出す大きな契機となったと言われる壬申乱という重大事件が勃発していること等を考えると、唐からの永徽律令の直接継受を考えることは疑問である。やはり、新羅を經由しての永徽律令の間接継受を考慮する必要がある^④。

前節にて、喪葬令とその関係の式的規定の施行が、新羅では六五四——六六四年、日本では六八九——六九一年と、日本がやや新羅におくれながら、ともに七世紀後半、類似の令や式を施行するのを眺めた。令と式が共に対応する例は他に見当らぬが、令だけの場合になると、三国史記と日本書紀等を比較すると、同様な例は数少いが、幾つか指摘することができる。

唐令ではどの時期の令から開始されたか不明であるが、百官の弓を射る儀式が雜令に「三月三日 九月九日 賜百僚射」と復原されている。^④ところが、新羅では武烈王律令制定後の文武王十七年(六七七)に「春三月親射於講正殿南門」と、国王の親射が行なわれており、その後も聖徳王三十年、興徳王九年、憲康王五年と引続いて行なわれたことが三国史記に見える。四例中三例までが三・九月に行なわれており、永徽雜令を継受したことが確認される。^⑤一方、日本でも、淨御原令制定前の天武四年(六七五)正月に「公卿大夫及百寮諸人 初位以上射于西門庭」と見え、その後も毎年のように天武持統朝を通じて正月中旬に行なわれた記録が見出される。養老雜令大射者条に「凡大射者正月月中旬親王以下初位以上皆射之 其儀式及祿從別式」^⑥と規定されており、永徽雜令とは異なり、大射を行なう時期を正月月中旬に独自に変更しながらも、淨御原雜令の一条として採用したのであろう。^⑦

次に喪葬に関係深い軍樂の鼓吹について眺めてみることにする。唐令では、神龍鹵簿令として「准令 五品官婚葬先無鼓吹 惟京官五品得四品鼓吹」と復原されており、^⑧恐

らく永徽令にも規定されていたであろう。^⑨更に、その中の喪葬の鼓吹については、直接規定した令文は復原されていないが、日本喪葬令葬送具条に該当する唐令の一部が復原されているので、当然唐喪葬令にも鼓吹に関する規定が存在していたと推定される。これに対し、新羅では國家統一に活躍した金庾信の文武王十三年(六七三)の逝去に際して、「大王聞計震慟贈賜彩帛一千匹租二千石以供喪事 給軍樂鼓吹一百人 出葬于金山原 命有司立碑以紀功名」と、鼓吹を給わった記録が見える。^⑩また日本でも、天武朝に軍事に必要な鼓吹の調習が行なわれたり、大角小角等と共に鼓吹も兵器の一種として私有が禁じられている以外に、壬申乱に功あった大伴連望多の天武十二年(六八三)の薨去に際しても、「天皇大驚之則遣泊瀨王而弔之 仍拳壬申年勲績及先祖等每時有功 以頭寵賞乃贈大紫位 発鼓吹葬之」^⑪とみえる。共に各王権の確立に軍事面で功績あった人物故、本来軍樂であった鼓吹をもって、軍礼として喪葬の制に採用したのであろう。日本では、淨御原令においても中国の鹵簿令の篇目は採用していないであろうが、大宝喪葬令葬送具条に、「凡親王一品 方相輜車各一具 鼓一百面 大

角五十口小角一百口 幡四百竿 金鉦。鏡。鼓。各二面 楯七枚
 発喪三日（後略）」（本文「養老令 ○印「同文大宝令」と規定され
 ており、この鼓吹の制は天武時代に設けられ、淨御原令を
 経て、大宝令に受け継がれたことが認められる。これは、
 新羅武烈王鹵簿令若しくは喪葬令に規定されていた鼓吹の
 制に基づいて金虔信の発喪が行なわれたこと等に、影響を
 受けたものと思われる。

更に同様な関係は、同じ喪葬に際しての墓碑について
 も窺うことができる。唐令拾遺では墓碑の規定について
 は、開元七年及び二五年喪葬令として、「諸碑碣其文須
 実録 不得濫有褒飾 五品以上立碑螭首龟趺 跌上高不
 得過九尺 七品以上立碣圭首方趺 跌上高四尺（後略）」
 と復原されている。隋開皇喪葬令にも類似の内容の規定が
 存在しているので、永徽喪葬令にも同様な制が存在してい
 たことは間違いない。これに対し、新羅では文献から窺わ
 れる墓碑の史料は前掲金虔信の逝去に際しての立碑が認め
 られるにすぎないが、現在迄伝わる墓碑の金石文の中に、
 六六一年建碑（？）の武烈王陵碑、六八一年建碑の文武王
 陵碑、六九五年建碑（？）の金仁問墓碑等が見受けられる

ことから、喪葬令の継受の結果、七世紀後半に墓碑の設置
 の開始されたことが認められる。日本でも、文献では大宝
 喪葬令立碑条として、唐令を簡略化した形の、「凡墓皆立
 碑 記具官姓名之墓」（本文「養老令 ○印「同文大宝令 △印「推
 定同文大宝令」の規定の存在していたことが窺われるにすぎ
 んが、金石文の中に、天武十年の紀年銘をもつ山村村碑・
 持統三年の采女氏の塋域碑が伝わっており、淨御原喪葬令
 に墓碑条が存在していたことは、充分に認められよう。

他にもまだ同様な例は幾つか指摘することができようが、
 以上の三例によって、七世紀後半、時期を相前後して新羅
 日本両国で内容の類似する律令に基づく個別政策が実施に
 うつされていることが確認される以上、両国の律令の実施
 の間には密接な関係のあったことが立証されたであろう。
 中には大射の儀式の如く、新羅よりも日本の方が早く実施
 したかと思われる例も存在するが、墓碑・鼓吹・陵戸と四
 例のうち三例までが新羅に遅れて日本でも実施されている
 ことは、新羅武烈・文武兩王による律令体制の実施の様子
 を参酌しながら、個別的に律令の継受が行なわれていたこ
 とを物語るのではなからうか。

然も、この新羅で実施されている律令政策と対応するよ
うな政策が日本で行なわれだす時期は、壬申乱終了後に限
定される。この事實は、滝川氏の想定にもかかわらず、日
本に於ける永徽律令の継受が壬申乱後、積極的に行なわれ
たことを先ず意味しよう。更に、このように時期が限定さ
れてくるならば、唐との直接交渉がとだえている先述の国
際交流の状況から考えると、浄御原令は唐からの直接継受
ではなく、新羅を経由しての間接継受であることが、疑い
なく認めることができよう。その上、永徽律令を単に一度
の遣新羅使等を通して継受したのではないことは、前記の
三例の指摘の如く、武烈王令の実施の様子を参酌している
ことや、坂本太郎氏の浄御原令復原の成果を逆用する形に
なるが、浄御原令の萌芽と考えられる詔や儀式が、壬申乱
後から徐々にうちだされていることから裏付けられる。

従って浄御原令の編纂は、以上のような遣新羅使等を通
じての永徽律令の部分的継受を受けて、永徽律令の体系的
な継受実施への努力が開始されたことを意味すると考えら
れる。新羅では、武烈王金春秋が入唐して唐の儀礼に従うこ
とを請うた結果、真徳王三年（六四九）には「始服中朝衣

冠」・文武王四年（六六四）には「下教婦人亦服中朝衣裳」
と、早くから唐衣服令が継受されていたのに対し、日本で
は、天武十一年の固有の服制の一部停止の禁令をうけて、
浄御原令班賜一年後の持統天皇四年四月にいたって大宝衣
服令の前身にあたる服制が実施されているのは、この浄御
原令編纂の際の最終継受の一例とみなすことができよう。

以上、浄御原喪葬令第一条の復原を手懸りに、浄御原令
継受の問題を眺めてきたが、唐永徽律令を新羅を経由して
継受した結果、浄御原令には大宝令よりもむしろ唐令と内
容の類似した規定が一部は見出されること、そして新羅の
律令体制実施と密接な関係を保ちながら、壬申乱後唐制が
継受され、律令体制の基盤が次第に築かれていったことが
認められたと思う。

- ① 滝川政次郎『律令の研究』（九二頁）
- ② 因見「遣新羅使の文化史的意義」（『山梨大学学芸学部紀要』六号
一九五五）
- ③ 本節①参照
- ④ 仁井田陞『唐令拾遺』（八六〇頁）なお隋書卷八礼儀志に「隋制大
射祭射於射所用少牢」の文が見えるところから、隋令から既に規定が
あった可能性も充分に存在する。
- ⑤ 拙稿「新羅律令に関する二・三の問題」（前節④前掲書二六二頁以

下)

- ⑥ 国史大系本『令義解』三四一頁
- ⑦ 坂本太郎「飛鳥浄御原律令考」(前節②前掲書一六頁)
- ⑧ 仁井田陞『唐令拾遺』(五一九頁)
- ⑨ 唐会要卷三八 葬 武德六年二月十二日条
- ⑩ 前節⑥参照
- ⑪ 日本書紀・天武天皇十年二月甲午条(四四六頁)・同十四年十一月丙午条(四七二頁)
- ⑫ 日本書紀・天武天皇十二年六月己未条(四五八頁)
- ⑬ 国史大系本『令義解』二九三頁以下
- ⑭ 滝川政次郎「令の喪葬と方相氏」(『日本上古史研究』四卷一号 一九六〇)
- ⑮ 仁井田陞『唐令拾遺』(八三二頁)
- ⑯ 朝鮮総督府『朝鮮金石總覽』(一九一九)等による。
- ⑰ 国史大系本『令義解』二九四頁。
- ⑱ 辛巳歳集月三日記「佐野三家定賜健守命孫黑荒刀自、此」新川臣児斯多、福尼辺孫大児臣、娶三児「長利僧母記定文也、放光寺僧」(『寧楽遺文』下卷九六四頁)
- ⑲ 飛鳥浄原大朝庭大升「官直大式采女竹良卿所請」造墓所、形浦山地四千一、代、他人莫上毀木犯穢「傍地也、」己丑年十二月廿五日」(『寧楽遺文』下卷九六五頁)
- ⑳ 猪熊兼繁『古代の服飾』(一一九頁以下 一九六二)

四 浄御原律令編纂の契機

次に浄御原律令が天武十年に編纂が開始された契機、特

にその国際的契機についての考察に移ることにする。それには、先に当時の内外情勢を眺めておく必要があるろう。

所謂近江令の施行、それに伴う庚午年籍による編戸に代表される天智朝の初期律令政策は、朝鮮半島全域の支配を狙う唐新羅連合軍との百済の役が天智七年の白村江の敗戦に終わった為、早くも破綻の危機を包摂していた。この国際関係の緊迫に対応するために、外敵の侵入の防備に腐心せざるをえなくなり、西国への過重な徭役の徴発等に見られる専制支配の強化が行なわれた。その結果の中央集権のより強固な侵透は、旧国造層に代表される伝統的な地方社会秩序の反発を招かずにはおかず、初期律令支配体制の脆弱性を露呈しつつあった^①。そのような時点で、皇位継承を直接の原因として発生した壬申乱に圧倒的な勝利を収めた天武天皇は、当初から以上のような初期律令支配体制の矛盾を解決すべき課題を負わされていたと言えよう。

従って、天武朝の政策は、壬申乱を勝抜くことを可能ならしめた強力な軍事力を背景に、旧豪族層の勢力を削減しつつ、彼等を律令官人層に全面的に改編線入れるように努めるとともに、彼等を支配するために皇親政治を行なって、

	来朝記事				遣使記事			
	唐	新羅	百濟	高句麗	唐	新羅	百濟	高句麗
天智 2								
3	○							
4 665	○				○			
5				○○				
6	○						○	
7		○	○	○		○		
8	?	○			○			
9 670								
10	○		○○					
天武元		○		○		○		
2		○		○				
3								
4 675		○○		○		○		
5		○		○		○		
6								
7		○						
8		○		○				
9 680		○		○				○
10		○				○		
11				○				
12		○						○
13		△				○		
14 685		○						
朱鳥元						○		
持統元		○						
2								
3		○						
4 690		△						
5								
6		○						
7		△				○		
8								
9 695		○				○		
10								
文武元		○						
2								
3								
4 700		○				○		
大宝元								
2					○			

天皇を頂点とするヒエラルキーの確立を図る一方、旧豪族

との関係をたちきり、公民として人民の直接的支配を目指

す一連の諸政策を打ちだした。その中でも、部曲の廃止か

制に向けられていたことを示そう。

一方、当時の海外情勢と、それに対応する我国の外交政

策を眺めてみる^②（表を参照して頂きたい）と、日本軍を白

から考選制の確立、食封の収公、八色の姓制の成立、冠位制

村江で破り優位を占めたにもかかわらず、唐は対新羅・高

度の整備にいたる諸政策は、天武朝施政の最重点が豪族統

句麗政策のために、天智三年唐使を派遣して、威嚇的性格

を秘めながらも和親政策をとってきた。そして背後を切断しておいて、天智七年には、百済に続いて高句麗をも唐は亡し、ここに新羅のみが唐との冊封体制を保持することになった。この年に新羅が斉明二年以来十二年振りにも、表面上は旧態の貢調関係の延長という形で新羅使を派遣し、我國も唐へ高句麗の平定を賀す遣唐使を派遣するとともに、新羅使に応えて遣新羅使を遣すなど、急に外交使節の往来が唐羅日をめぐって頻繁になる。新羅が国家の体面を忍んでも日本に貢調の形をとったのは、唐と比較的友好関係にあった日本の背後からかけてくる圧力を緩和することに目的があったと思われる^③。また日本にとっても、白村江の勝利のことなど関係なく、新羅が貢調の形で友好関係を求めてきたこともあって、旧来の関係を復活させたが、新羅の背後にある唐の存在を常に意識していたであろう。この時期は、唐の武力という威圧の前には、新羅と日本とは対抗意識は勿論抱きながらも、相互索制のために、少なくとも表面的には友好関係を再開せねばならなかったと、捉えることができる。

ところが、天武年間に入ると、高句麗遺民の反乱、それ

を背後で援助していた新羅の旧百済領の占領は、従来の唐——新羅の冊封体制の動搖をきたし、唐の新羅出兵を招いた。だが新羅軍の抵抗もあって、その征討が充分成功を収めないうちに新羅文武王の謝罪もあり、唐は新羅との冊封体制の匡正に満足して、旧態に再び復された^④。新羅はこの時期、前代と同様、頻々と新羅使を派遣してきている。これは唐の和親政策に対応する日本の行動を警戒してのことであろう。また新羅の送使に付添われて高句麗遺民からなる高句麗使が来朝しているが、これは新羅の勢力下に入りながらも、高句麗の残存勢力が新羅に対抗して日本に修交を求めたものであり、支配体制の安定していない新羅も、高句麗の対外活動を認めながら送使を付することによって、一種の統制策をとったのであろう^⑤。これに対して、日本も天武四・五年と連続して遣新羅使を送っている。これは新羅使への答礼を兼ねながら、朝鮮半島の緊迫した情勢を自己の目で確認することに、真の目的があったと考えられる。

しかし、この時期で一番注目される問題は、天智八年の賀高句麗平定使の派遣を最後に、以後大宝二年まで遣唐使の派遣が中断されてしまったことである。単なる不規則交

渉の中断期の一つとして片付けるには、中断期間が長すぎよう。背後に、複雑な国際情勢が関係していることは明らかに認められる。しかし、この原因については従来全く論及されていないし、また筆者自身確証ある訳ではないが、度重なる唐からの威嚇的性格を帯びた唐使の来朝、新羅への唐軍の出兵という東アジア世界の緊迫した情勢の下、化外蕃礼の国からの蕃客、即ち日本の主体的な使節の派遣という従来日本の唐帝国内に於ける位置が認められず、中国の刪封体制への参加を要求される危険性が窺われたために、当時の遣唐使のもっていた文化史的意義等にもかかわらず、自ら使節の派遣を中断したのではなからうか。想像の域を出ないが、一憶説を提出しておく。

ところが、朝鮮半島を中心に目まぐるしく動いていた東アジアの国際情勢は、天武六年（六七七）又もや急変した。新羅が前年旧百濟領を併合したにもかかわらず、唐は武力制約に失敗したこともあって、それを咎めること無く、逆に朝鮮半島の直接支配を放棄し、大同江以南の朝鮮半島全域の領有を新羅に認めたのである。かくして、新羅による朝鮮半島の統一が完成したが、その背後には、唐の圧迫

に対抗しうるだけの軍事を保有するにいたった新羅の律令体制の進展を忘れてはならないであろう。かくして、朝鮮半島全域を新羅一國が代表して唐王朝の刪封体制に参加するという形が完成し、その後の兩國の關係はますます密接化する^⑥。唐への遣使は以前より頻繁に行なうし、新羅王の交替毎に刪封を新たに受けるのも、その一証となろう。

この時期の新羅は、相変らず頻繁に日本へ新羅使の遣使を続けている。新たな請政使という形での派遣も、今迄の新羅使の性格とさほど大差なく、日本との衝突を避けようとするところに、基本目的があつたことは疑いない。日本も、当時の国際情勢を知らせるものとして、新羅との友好關係を継続する一方、遣唐使の派遣の中断を延長していく理由には、対唐警戒策のためばかりではなく、新羅の朝鮮半島の統一、唐のその承認という新情勢が当然加味しているよう。かつて日本は新羅使に伴われて唐へ参朝したことがある。その新羅と日本は一旦武力で対抗しうるだけの力を備えたことがあつた。その新羅が更に武力で唐と対抗しうるだけの国家体制を急速につくりあげ、一方では唐との關係を緊密に続けている。新羅使或いは遣新羅使を通じて、

この唐と結合した新羅の様子を知った支配層が、他方では相も変らず表面的には貢調・請政といった服従の形態をとりつつ使節を派遣してくる新羅への対抗という強烈な国家意識を感じたことは容易に推察できよう。従って、遣唐使派遣中断がこの後も延長されていく理由は、単に対唐警戒策だけではなく、唐——日本の関係を明確に位置づけるために、新羅との唐帝国に於ける国際的位置の競争に打ち勝つための、充分な国家体制を先ず打ちたてる必要があるという支配層の国際意識がはたらいていると思われる。^⑧

以上が天武天皇が即位して以来、十年前後までの内外の政治情勢である。このような経過の中で、天武十年二月に律令法式の改定の詔が出されたのである。その編纂開始の契機となった国内事情は、八木充氏の指摘の如く、中央政府権力が軍事力の拡充を背景に絶大化し、それによって旧豪族層を律令官人層に全面的に改編し、民衆の直接的支配を徹底せしめようとした。このような天武朝の政治権力の発展と充実が、所謂近江令や個々の律令的諸法令の集積の上に立っていた従来の支配秩序を体系化ならしめる律令法典の編纂を着手せしめる基盤を生みだしたと言えよう。^⑨更に基

本的な原因を追求するならば、農業共同体の変質に伴い、家父長的個別経営が生み出されてくるにつれ、対応しきれなくなった旧国造層に代って、天皇を頂点とする国家権力が、そのような家父長的個別経営の方向を阻止するために、共同体的機能を殆んど認めずに個人身支配によって収奪を行なう律令体制を採用せねばならなかったことを指摘することができよう。^⑩しかしながら、以上のような基本的原因では、天武十年にいたって何故律令改定の詔が出されたかという問題の直接の解決には充分ではない。草壁皇子の立太子にからむ政情の不安定もその一つの契機に挙げられるかもしれないが、従来見逃されていた要素として、今まで触れてきた七世紀後半の国際的緊張関係に基づく副次的原因を見逃す訳にはいかないだろう。

天武六年、唐から朝鮮半島の領有権が承認されると、新羅は唐の刪封体制内という制約は存在するにせよ、地方制度の整備・官僚機構の確立を通じて人民支配機構を打ちたて、急速に国家体制を安定化し、八世紀前葉には律令法治体制に基づき、全盛期を迎えようとする。また持統三年五月甲戌紀に窺われるように、対外的にも自立化の方向をたどる

うとする。このような新羅の動きに対して、日本も以前からの被朝貢国という表面的な新羅に対する優位に満足することなく、国家体制の面でも、唐の圧迫をはね返した新羅に対抗しうるだけの法治体制の急速な整備を必要とする意識が支配層に起ってきたと考えられる。その第一歩として、新羅の隆盛の基を築きあげた一因が武烈王の制定した律令に基づく法治体制であることに刺激を受け、唐から律令を直接継受することは難点があったので、従来新羅の律令体制の個々別の運営の様子を参照しながら個別的に継受していたのを改め、外交関係のあった新羅を経由して唐永徽律令の体系的な継受をはかり、律令法典の編纂を通じての支配秩序の確立を目指そうとして、淨御原律令の編纂に着手せしめた、と考えるのが妥当と思われる。即ち、七世紀後半の東アジア世界を取りまいていた緊張関係を切り抜け、朝鮮半島の領有権を唐に承認させた新羅に対する支配層——律令貴族——の国家意識の自覚が、淨御原律令編纂開始に大いに与った副次的原因であると断定できよう。然も、新羅の朝鮮半島統一のしらせが朝廷に入ったのが天武八年正月以降と推定されることから、その編纂開始の国際的

契機が存在を裏付けよう。この時期に同じように国史の編纂が開始される理由も、まさしく律令編纂着手の場合と同じの契機が存在が窺われるのではあるまいか。

- ① 井上光貞「壬申の乱」（一九六五年発表 後『日本古代國家の研究』所収四八八頁以下）
- ② 以下の唐新羅の行動の記述には、池内宏「百濟滅亡後の動乱及び唐・羅・日三国の關係」「高句麗滅亡後の遺民の叛乱及び唐と新羅との關係」（一九三四・一九三〇年発表 後『滿鮮史研究』上世第二册所収）並びに西嶋定生「六—八世紀の東アジア」（『日本歴史』古代二 一九六二）に負う所が大きい。
- ③ 今西龍「新羅史通説」（一九二五—一八未定稿 後『新羅史研究』所収六七頁）
- ④ 西嶋定生「六—八世紀の東アジア」（本節②前掲書二六五頁）
- ⑤ 鈴木靖民「百濟救援の役後の百濟および高句麗の使について」（『日本歴史』二四一—四二頁 一九六八）
- ⑥ 西嶋定生「六—八世紀の東アジア」（本節②前掲書二六六頁）
- ⑦ 鈴木靖民「七世紀末における日羅關係の一斑——新羅使の「請政」について——」（『朝鮮史研究会会報』一〇号 一九六六）
- ⑧ 前川明久氏も第七節で言及する石母田正氏の示唆に従って、遣新羅使派遣の意義と目的を、「今後、唐との交渉を重ねてゆく場合にも天武・持統朝の官人が唐と新羅との關係をモデルとして日本の唐に対する国際的地位を明確にしておく必要」にあると指摘されている。『日本古代年号使用の史的意義』（『日本歴史』二四二—二五五頁 一九六八）
- ⑨ 八木充「律令國家成立過程の研究」（三八八頁 一九六八）
- ⑩ 門脇禎二・甘粕健「古代専制國家」（体系・日本歴史Ⅰ 二三三頁以下 一九六七）

五 浄御原(律)令の編纂過程

如上の国内的国際的契機の下、律令の編纂が天武十年に開始されたが、次にその後の撰定の経過を眺めていきたい。日本書紀・天武天皇十一年八月壬戌朔条に「令親王以下及諸臣各伸申法式応用之事」、更に同年八月丙寅条に「造法令殿内有大虹」とあることから、天武十一年八月には、いまだ編纂が進行中であることが認められる。^①一般に天武十四年正月丁卯条にみえる爵位之号の改正の記事をもって、浄御原令の一部施行とみ、そのためには浄御原令の編纂の完成が必要であるという立場から、この時期以前に令の編纂は完了していたと看做すのが有力である。^②しかし、この見解に対しては青木和夫・石尾芳久両氏の批判があるように、前記の記事をもって必ずしも全面的な編纂完成と認める必要は無く、その編纂過程に於いて令の基本部分たる官位令の撰定が終了したのを機会に、氏族を安堵させるために、先ず従来の官位と今回の律令改定の基本をなす官位との関係を示そうとして、それだけを詔勅として班布したと考えられる。

事実、天武晩年に実施された政策を仔細に検討しても、その時期に浄御原令の編纂が終了していたと認めることは困難である。なるほど天武十年四月の禁式九十二条の制定を始めとして、十二年十月の八色姓制、十四年正月の新位階制定等と、官人統制の諸法令が次々と発布されている。だが、人民統制の法的措置は体系だった形では取られておらず、いまだ不十分であると言えよう。また一方では、十三年閏四月に文武官に兵馬の整備を令じ、翌年九月にはその詔に基づいて民間の武器を調査しており、更に同月には使を派遣して地方の「消息」を巡察させており、また十一月には民間の武器の私有を禁じている。これらの一連の措置が単に朝廷の豪族に対する軍事的優越性を確立しようとする性格だけのものでないことは、十三年には尾張等の四国への調役の半減、十四年七月には東国の有位者への課役免等と、対東国政策がしきりに行なわれているが、東国への重点的なテコ入れ政策や民間の武器の再点検を必要とするほど、政界に不穏な状態がただよっていたことが窺えよう。^③その原因は判明しがたいが、草壁皇子と大津皇子との皇位継承をめぐる微妙な対立に加えて、天武天皇の十四年九月

の発病、朱鳥元年五月の再度の発病の事態が、政界の不安を一層拡大させていったと思われる。そのような不穏な空気の中で、果たして浄御原令の編纂が完成していたと言えるか問題であろう。ましてや既に完成していたならば、天武天皇の再度の発病以来、逝去までには四カ月という期間があるので、天武天皇の治績を高めんがためにも、何故施行の命令が出されなかったのであろうか。

以上のような消極的な理由にすぎないけれども、天武天皇の存世中に浄御原令の一部が撰定終了していたことは認められても、編纂全体の完成までには進展していなかったと結論せざるをえない。それ故、天武十四年の爵位之号の改正は、不穏な政情を鎮めるために、撰定途上の浄御原令の中から既に出きあがっていた官位令の部分を詔勅として、急遽施行したと言えよう。

その天武天皇が結局朱鳥元年逝去するとともに、政局の緊張はますます高まっていったと推測される。しかし、天武天皇の皇后、鸕野、後の持統天皇の陰謀の疑いが濃厚な謀反事件の嫌疑を受けて、大津皇子が即刻死刑に処せられたため、そのような不穏な空気は一掃され、鸕野皇后の下

に全官人が結集したと推測される。以後、天武天皇の埋葬が終了する持統二年十一月まで、日本書紀は長期間にわたって壮大に営まれた葬儀の模様を伝える。この葬儀の中心をなす諸臣の詠を奏する行為は、宮廷官僚及び氏族の長の立場から忠誠を誓うもので、政治的意味の含まれていることは、大方の人の認めるところである。かくして政界の動搖はとりしずめられてしまった。しかし、この時期は他の行政事務自体書紀に何等伝えられていないことから考えても、編纂作業は一時中止、或いは細々と続けられていたと考えるのが妥当であろう。

天武天皇の葬儀が終了した後、律令編纂作業は他の行政と同様、再開されたであろう。その直後の持統三年四月、皇位継承予定の草壁皇子が急逝し、皇位継承の適任者の存在にめぐまれなかったこともあり、鸕野皇后は後継者が育つまでの間、皇位を嗣ぐ決心をしたと思われる^⑥。そのような経過の中で、持統三年六月、律については何等触れることなしに、浄御原令一部二十二巻が諸司に「班賜」されたのである^⑦。

既に見た如く、天武末年までに令の編纂が全面的に完成

していたとは考えられない。また持統二年十一月以前の段階での編纂の完了の可能性も考えない方が良いであろう。

従って、持統二年十一月以降、然もその間に草壁皇子の死亡という突発事件をはさんで、持統三年六月までの短期間に、それ迄の撰定の成果を受け継いで、編纂が完成したと見なければならぬ。この編纂を急いだ理由は、鸕野皇后の施政の使命が天武天皇の行政の忠実な継承発展にあったことを考えてみると、天武天皇の後継者としての自己の地位を律令官人層に承認させる最良の方法として、天武天皇の遺した最大の仕事である律令の編纂を当初の目標に掲げねばならなかった事情に依ることが認められよう。このような鸕野皇后を取りまく政治情勢が急な令のみの班賜をもたらしたと思われる。

この急速に編纂が完了にまでいたった浄御原令の中には、我国の国情に合わせて唐令の内容を変更して規定された条文だけでなく、後の大宝令より唐令に類似した基本構造をとる条文も存在していたことは、第二節で既述した。また平野邦雄氏の歳役の研究^⑧、宮本救氏の造籍の研究^⑨に於いて復原された浄御原令も、大宝令より唐令に近い構造をもつ^(補注⑩)。

また言う迄もないが、唐令に類似した条文が、浄御原令から大宝令へと引きつがれている例は多数指摘することができる。このように字句は日本の国情に従った用語を採用しながらも、内容の骨子は唐令の規定の基本構造を留める条文の存在は、唐令の直訳的な継受の行なわれたことを示そう。そこで、この問題を当時の律令編纂者の検討を通じて考察を行ってみる。滝川政次郎氏は大津皇子・粟田真人・

伊吉連博徳・中臣大島・平群子首の五名を想定されている^⑪。だが編纂の中心人物と考えられる伊吉連博徳が永徽律令を自ら持参して帰国したと考えることは無理があり、造新羅使が積極的な役割を果たしたであろうことは、第三節で見た所である。彼等が個々別に継受してきた律令諸政策を、我国の国情に合わせて取捨選択しながら実施にうつす際に功あった人物としては、滝川氏が指摘された五人も含まれよう。しかし、持統二・三年の恐らく唐令を参酌しての急速な浄御原令の編纂に際しては、勿論謀反事件で刑死した大津皇子は参加しえず、粟田真人も当時大宰帥に任せられて都を離れていたし、伊吉連博徳は大津皇子の謀反に連坐して政界から離れていた。残り二名は文章家としての参加

にすぎず、自ら律令の編纂を主宰しえたとは考えられない。従って、急速な編纂を可能ならしめた別人物の存在を新たに想定すべき必要がある。その点で注目されるのは、天武十三年新羅を經由して帰国した唐留學生の土師宿禰甥・白猪史宝然の兩名の存在である。^⑩ 彼等が大宝律令の編纂に参画していることから、在唐中に律令を学んできたことは確実である。帰国して間もない兩名等が持統二・三年の編纂の実際的な仕事を行なったからこそ、唐制の影響の濃い部分こそ存在するものの、体系的な浄御原令の急速な編纂完成が可能になったのではなからうか。^⑪

浄御原令の全面的施行の効果を疑問視する説の根拠に、編纂従事者への論功行賞が見当らないことがあげられる。しかし、以上の考察を総合して考えるならば、鸕野皇后は当時の政治情勢の要求から、急ぎ唐制類似の面を残す浄御原令を施行したため、不満足な面が残っていたことは充分に推測がつく。そこで浄御原令施行後十数年にて大宝律令の新たな編纂が開始された訳であろうが——勿論大宝律令の編纂の契機をこの持統天皇の個人的意志に限定する訳でないことは、第七節で後述する通りである——、その時登

用された人物の中には藤原不比等のような新人も含まれていたが、その多くはこの持統二・三年に於ける浄御原令撰定の参加者であったのではなからうか。持統天皇にとって不満足な形で行なわざるをえなかった浄御原令編纂という事情もあって、将来の修正を予定して、論功行賞が浄御原令撰定の際には行なわれなかったと考えられよう。

すなわち、新羅の朝鮮半島統一を直接の契機として編纂が開始された浄御原律令は、天武天皇在世中は、我國の国情に合致した規定を設けようと、唐令の咀嚼に努力が払われたであろう。だが、天武天皇の死後、周囲の政治情勢より即位を決心した鸕野皇后は、天武天皇が遺した最大の政治課題——律令の制定——を完遂するために、新羅を経て帰国した唐留學生等を用いて、体系的な法典の編纂を急がねばならなかった。その為に、唐令の直訳的継受に終った規定も相当あったのではないかと思われる。従って、このような内容の浄御原令の編纂には、石尾芳久氏の言われる律令体制形成への目的主義的な法典編纂という性格^⑫だけでなく、体系的を必要とするための官憲的法令の蒐集という性格も存することに注意しなければならぬ。

かくして、持統三年六月、浄御原令は諸司に班賜されたのである。

- ① 石井良助氏は天武十一年八月丙寅条を「造法令」「殿内有大虹」と区切って読まれ、十一年八月には編纂完成と解しておられるが、『法制史』体系日本史叢書四等）、滝川政次郎氏の批判もあるように、一連の文章と考える方が正当と考える。
- ② 滝川政次郎『律令の研究』（七九頁）等
- ③ 青木和夫「浄御原令と古代官僚制」（『古代学』三卷二号一一八頁）
- ④ 石尾芳久『日本古代法史』（二二六頁）但し旧稿、〈律令の編纂〉（『増補日本古代法の研究』一〇〇頁）では、この記事をもって完成とされていた。
- ⑤ 直木孝次郎『持統天皇』（一四八頁 一九六〇）以下の記述に際しては、同著に負う所が大きい。
- ⑥ 本節⑤前掲書二〇一頁
- ⑦ この「班賜」の語を以って施行と解する意見が有力であるが、青木和夫氏の疑問を受けて、田中卓氏はこの記事は諸司に習熟検討せしめる為の「班賜」にすぎず、浄御原令は遂に未施行のまま、大宝律令の制定にいたると言われる。そして、書紀等に施行命令の記事が見えないという理由で未施行説を取られる一方で、持統四年四月庚申の官人の考選法の改正の記事に見える「依考仕令」云々の令は詔等の単行法の形で施行したと言われる。しかし、この詔全体は浄御原考仕令の存在を前提とするだけに、氏の論は説得力に乏しいと思われる。青木・田中両氏の疑問に答えようとするれば、持統四年正月の即位前後を境として、令に關係する内容の施行を命ずる記事が統出することから、持統四年正月前後を以って施行されたと考えてはいかがであらうか。

- ⑧ 平野邦雄「大宝・養老両令の歳役について」（九州工業大学研究報告・人文社会科学）五号四頁 一九五七）
- ⑨ 宮本教「大宝令の施行について」（『続日本紀研究』四卷一—号一七頁以下 一九五七）
- ⑩ 滝川政次郎『律令の研究』（八〇頁以下）
- ⑪ 日本書紀・天武天皇十三年十二月癸未条
癸未 大唐學生土師宿禰甥 白猪史宝然 及百濟役時没大唐者猪使 連子首 筑紫三宅連得許 伝新羅至 則新羅遣大那末金物備 送甥 等於筑紫
- ⑫ 本史料に注目された方に利光三津夫氏がおられる。〈奈良時代における大学寮明法科〉（一九六六年発表 後『律令制とその周辺』所収 一〇八頁）氏は、彼等が垂拱格式を帰国の際にもたらしたと推定されている。学会口答発表の際、氏のこの研究を存知しなかつた不勉強を恥じる次第である。
- ⑬ 石尾芳久「律令の編纂」（後『増補日本古代法の研究』九九頁）

六 浄御原律の存否

天武十年には確かに律令ともに編纂開始の詔が出されたにもかかわらず、持統三年に諸司に班賜されたのが廿二卷のみであるという日本書紀の記載をめぐって、浄御原律の編纂完成の有無、或いは浄御原律の施行の有無と、浄御原律の存否に関して、激しい論議が交わされてきた。このような事態に至った理由は、一方で浄御原令施行期間中の日

本書紀の記事の中に、十悪（持統紀六年）・三流（天武紀五年）・指斥乘輿（天武紀六年）等と、律が編纂完成されただけでなく、制定施行された結果、記載されたとも理解しうる史料が存在する一方、「以大宝元年律令初定」と記す威奈真人大村の墓誌を始めとして、弘仁刑部式・武智麻呂伝等と、編纂をも否定するかのような史料も有力であるという、混乱から生じたことは言うまでもない。この混乱した史料を矛盾なく有機的に統一しようとする試みが、浄御原律非施行・唐律代用説を有力説として生み出したと思われる。しかし、この有力説とても問題のあることは次に触れていくが、その論述の場合、令に闕してよりも一層関係史料が限定される律についての疑問である故、当然のことながら決定的論拠を提示しうる訳ではない。一つの問題提起の意味で受取って頂ければ幸である。

疑問の第一点は、浄御原律編纂完成・全面施行若しくは部分施行という従来の通説を支えていた、日本書紀・持統七年四月辛巳条についての反対説の解釈である。問題が微細な解釈にまで及ぶので、同条を記しておく。

辛巳 詔 内藏寮允大伴男人坐職 降位二階解見任官 典論

置始多久与菟野大伴亦坐職 降位一階解見任官 監物巨勢邑治 雖物不入於己知情令盜之 故降位二階解見任官 然置始多久 有勤勞於壬申年役之故赦之 但職者依律徵納

反対説のうち、律の語を狭義の編纂法典と取るべきでない^①とされる青木和夫氏の見解（もっとも、氏も最近ではこの持統紀の律の語を狭義の意味で理解されておられる嫌も存在するが）^②はさておき、唐律代用説を提出された石尾芳久氏は、内容の關係する名例律以職入罪条の規定に従って、「赦に會つた場合にも猶當然に正職を徵納しなければならぬとして、会赦及降と徵正職とが必然的な關係に於いて考えられているのに対し、持統天皇の詔には殊更に赦とは、別個の処分として正職徵納が考えられ、その規準として律が引用せられているのであって、そこには、律の体系が未だ確立しておらず、唐律をそのまま適用したにすぎないことを窺わしめるものが、存する」とされる^③。一方、浄御原律編纂完成（？）・不施行説を取られる利光三津夫氏は、「この記事は、後の律のいわゆる監臨主守盜の事件を記したものと推定せられる」が、「監守盜犯人に対しては、養老律・唐律は共に名例律『除名』条によって、除名なる閏刑を科して

いる。」ところが「この記事が監守盗犯人を官当に止めて
 いることは、名例律だけが一部施行せられていたという推
 定を困難にする」故、「この事件は、律法典によってでは
 なく、別の単行法規によって科刑が行われたものと推定す
 べきであろう」と言われる。^④

しかし、両氏の贓罪の理解が果たして正しいであろうか。
 日本古典文学大系本『日本書紀』下の頭注も指摘するよう
 に、この記事は内容が簡単すぎて判らない所が多いが、そ
 うだからと言って、自分が勝手に設定した構成要件に関係
 する律を選び、その内容とこの記事とが一致しないとい
 う理由で、本記事は律とは無関係、若しくは律の体系に合致
 しないとするのは問題であろう。むしろ、この記事に見ら
 れる処分が六贓の規定のどれかの処分と内容的に一致する
 かどうか、の観点からの検討が必要であると思われる。

六贓とは言う迄もなく、受財枉法・受財不枉法・受所監
 臨・強盜・竊盜・坐贓の六犯罪を指す。問題は、前述の持
 統七年四月条の「坐贓」がこの六贓中の坐贓を指すか、そ
 れとも漠然とした贓罪を指すのかということである。先ず
 注意すべきは、中務省(浄御原令制下では恐らく中官と呼称さ

れていたであろう)の監物が罰せられた事由の中に「知情
 令盜」(傍点筆者・以下同様)とあることである。更に内蔵寮
 と中務省の官人が共に「坐贓」とある以上、この贓罪は雜
 律に「非監臨主司而因事受財」と定義される「坐贓」では
 なく、また「受所監臨」でもなく、「竊盜」「強盜」、特
 に「竊盜」を考慮すべきであろう。また「免官」がそれぞ
 れ認められており、二司の官人が同一の罪を受けているこ
 とから、「監主盜」であったかどうかは疑問であり、管轄
 外の財物を竊盜したと考えられよう。それ故、名例律以贓
 入罪条に従って、赦に会った置始多久は「会赦及降者 盜
 詐枉法 猶徵正贓」の構成要件に該当するので、同条の前
 半部分の注「盜者倍備」と倍贓が要求されたと認められる。
 従って、持統紀七年の「律」とは、石尾芳久氏の想定され
 た赦と徵正贓との関係を再確認したものではなく、同じ名
 例律以贓入罪条の規定ではありながら、倍贓で徵納するこ
 とを命じた部分を指すと考えられる。そして竊盜で賊盜律
 に基づき罪せられる官人達は、名例律官当条に依拠して位
 階を以って徒にあてると共に、名例律免官条で見任を解か
 れたと理解される。ただ監物の罪が典鑰より重いのは、後

世の混乱が書紀に含まれているのであろうが、恐らく鬪訟律監臨知有犯法条に該当するものと思われる。

以上の考察から、一部不可解な点も残ることは残るが、この律は狭義の編纂法典の律であり、広義の意味ではありえないことが認められると共に、律の体系がまだ確立していなかったとする石尾氏の推定は否定される。しかし、一方本節の最初に触れた如く、天武持統朝に於ける律編纂完成・施行を否定する史料は有力であり、石尾氏の提起された唐律代用説は、氏の意図とは別の角度から積極的に受けとめるべきであろうと思われる。この唐律代用説について次に眺めていく。

石尾氏はかつて『浄御原律』の編纂を否認せざるを得ないような固有刑法の鞏固な伝統が存した」と言われた。そして「律が編纂せられなかった為唐律をそのまま適用していたのではないか」と論じられる訳であるが、この論理には少し矛盾したところが見受けられる。既に利光氏が指摘されているように、大宝律が律法典として初めて編纂された以上、氏の論理では、天武から文武に至る間に、外国法との調整が可能になった理由を説明する必要がある。

更に浄御原律の編纂を否認する程の固有刑法の抵抗が存した場合、より我國の固有刑法とは隔絶した唐律のそのままの適用を何故許したのか、改めて問題となろう。その点で、石尾氏の最近の論著では「日本における律の法典化がおくれたのは、唐律が極めて合理的な刑法であったので、それをそのまま適用し得たからである」と、従来の固有刑法との対立という見解を主張していない点、前稿の論点を撤回されたものと考えられる。それ故、氏の新見解における唐律代用説のもつ意義を再考する必要があると認められよう。

先述の如く、律令官人の犯罪の際、名例・賊盜・鬪訟・雜律と各律が相互に関係しつつ適用されていることは、律の体系的採用のあとが窺われる。浄御原律の施行が否定される以上、この律が唐律を指す可能性は十分に認められよう。その点では青木和夫・石尾芳久両氏に代表される浄御原律施行否定・唐律代用説は有力説としての意義をもっていると言える。しかし、石尾氏の最近の見解の如く、天武持統朝に律の編纂の基盤が無かったのではなく、唐律があまりに合理的で体系だっている故に、独自に編纂し直す必要を感じなかったと解するならば、「浄御原律」の編纂完

成・制定施行の有無といった形式を重視することは、余り積極的な意味がなくなってくると思われる。結局、従来の有力説は、矛盾した史料の中から、我國の律の編纂施行の有無について、矛盾なく統一的に理解させた点に意義がある。だが、例え日本の国情に合わせて用語を変更したにすぎない律も編纂されずに、唐律がそのまま代用されていたにしても、固有刑法だけではなしに、中国の統治機構を支える法体系の基盤をなす律を継受採用している背後に、「制定」という公の行事を經ていないにせよ、当時の支配層の志向の方向を窺うことができよう。確かに「浄御原律」という形では、天武持統朝に律法典は制定施行されなかったかもしれない。しかし、先述の持統七年紀に窺われるように、唐律を体系的に採用していることから判断すると、第三節で眺めたような部分的継受から体系的継受へと進んだ唐令継受とは異なり、律法典が法治体制に於いては最も緊要なものであるという意識に基づいて、編纂当初既に唐律の体系的採用が心がけられていたことを示唆するのではあるまいか。それは「浄御原律」ではないかもしれない。しかし、浄御原朝廷下用いられていた律という意義は

失われるものではない。その意味で天武持統朝の法治体制を浄御原律令体制と呼称することも、あながち不当ではあるまいと思われる。浄御原律編纂に際して、唐律が代用された意義を改めて積極的に捉え直す時期にきていると言えよう。

- ① 青木和夫「浄御原令と古代官僚制」『古代学』三卷二号 一一〇頁
- ② 青木和夫氏が原稿を作成され、井上光貞氏の責任で全体の統一がはかられた日本古典文学大系本『日本書紀』下・持統紀の当該部分の頭注は、名例律逸文の以贓入罪条をあげておられる。

- ③ 石尾芳久『律令の編纂』（前節⑬前掲書一〇一頁）
- ④ 利光三津夫「最近における律研究の動向」（『律の研究』二六九頁以下）

- ⑤ 五二頁注二八・二九。
- ⑥ 本節③参照。
- ⑦ 本節④参照。
- ⑧ 石尾芳久『日本古代法史』（一〇二頁以下）

七 浄御原(律)令と大宝律令

最後に、前節迄の考察によって得られた知見を基にして、大宝律令施行の意義と比較しつつ、浄御原令並びに唐律施行の律令国家成立過程に於いて果たした役割を考えてみたい。

淨御原令班賜後、十数年も経過せぬ内に、大宝律令が編纂施行された理由については、滝川氏の指摘の如く、当時の政治情勢の下、淨御原令の編纂を急ぎ完成せねばならなかった持統天皇の個人的不満足に、その原因の一部があることは既にみた。

皇位継承直後の持統天皇は、天武天皇の布石した中央集権的律令支配体制への道にそって着進した。庚寅年籍による編戸は体系的な人民支配の礎となったし、また強固な官人統制策は、天皇を頂点とする律令官人機構の形成をもたらした。律令支配体制は急速に形成されていった。そのような安定した支配体制の樹立の上になつて、持統天皇は淨御原令の改定・律の制定を決心したのである。持統十一年、皇位を輕皇子に譲り、持統は淨御原令撰定に参加した人物も含め、法律に詳しい人物を集め、自ら改定の主宰にあたることを決意したと思われる。かくして成立したのが大宝律令であるが、淨御原令班賜後もない大宝律令施行の理由を、そのような持統天皇の個人的な意思にのみ限定してしまうことには問題があろう。

そこで、別の視角から検討を行なうことにする。大宝律

令の制定の意義を捉えた注目すべき論稿として、石母田正氏の研究を指摘することができる。氏は、大宝律令の編纂の目的は、単に国内の必要からくる実質的改修の意義だけでなく、新羅等の諸蕃の朝貢の上に立つ小帝国としての日本の国家体制を築き、その体制を中国国家から承認を得ることにあつたと説かれている^①。筆者は、刪封体制論を積極的に取入れながら、律令貴族の国際意識の中に大宝律令の制定の意義を論じた氏の鋭い着想には賛意を表するが、細部の大宝律令は唐の律令を忠実かつ全面的に継受したものにすぎぬとされる評価には納得できぬ点が存在する。淨御原令との比較といった相対的な検討を抜きにして、大宝二年の遣唐使派遣再開という新たな政治情勢の動きと関連づけて大宝令の制定意義を説く場合、氏の見解の如く、「唐帝國を模倣」した上での「律令國家の國際的地位の主張」という結論に到達しよう。しかし、大局的見地からは、なるほど唐律令の枠の中に留まるにせよ、大宝律令の編纂には、唐令と内容の類似した部分も存在する淨御原令を国内事情に対応する内容に改変する点に、その目的の一部があることを考えてみる時、石母田氏とは別の評価を下すことがで

きよう。すなわち、当時の新羅は、朝鮮半島の統一を成しとげながらも、唐帝国の刪封体制に属するという制約のため、法治体制も表面は唐制を踏襲せねばならない限界をもって、いた。これに対して、化外慕礼国ではありながらも、唐に對する主体的意思を失うことのない日本にとっては、大宝二年の遣唐使再開は、自国の国情にあった独自の律令の制定を行ないうるといふ立場から、唐帝国を中心とする國際的地位をめぐって、新羅より優位に立とうとする意図が含まれていることが理解されよう。かくして、浄御原令班賜後、十数年にて大宝律令が編纂制定された意義は、単に持統天皇の個人的意図以上に、その國際的契機が存在から解きうるができる。

以上の理解を基礎にして、浄御原令施行の意義を考察する。七世紀後半の緊迫した東アジア情勢下、唐王朝との密接な關係を保ちつつ、一方では日本へも朝貢を続ける新羅が次第に国力を充実し、自立化の方向を取るにいたったことに對抗意識を燃やした支配層が、唐——日の關係の中に新羅をも位置づけようとして、国家体制の急整備を必要と痛感したと思われる。その結果、従来は個々の律令的支配

秩序の継受到留まっていたのを、唐制と類似する規定もまだ残しながらも、体系的な法典として浄御原令を施行したのである。また、律は唐律が代用されたにもかかわらず、その体系的撰取が可能であったのは、支配層の國際意識に裏付けされた律のもつ意義の認識によるところが多いであろう。すなわち、新羅に軍事的に完敗した日本が、外交面、更に行政面を通じて、唐国内での國際的地位に於いて新羅に對して優位にたとうとするその第一歩たるべく、律令体制整備の必要から、唐永徽律令を新羅を経由して継受した初の体系的律令法典が浄御原律令であるといふところに、その施行の意義を求めることができよう。

既に触れたことだが、近年、大宝律令制と支配原理が一致する天武持統朝の支配例の指摘の積み重ねを通して、律令制の基本が浄御原(律)令の制定によって確立されていたと見做す空氣が強い。しかし、大宝律令と浄御原令との連続面を重視するあまり、両令の制定の経過・意義の差異からくる法典の内容の相違の検討が見失われている向きが存在する。その意味で両令の性格の差、両令の律令体制成立に果たした意味を再確認しておく必要がある。

石尾芳久氏はウェーバーの指示に従い、法典編纂を目的主義的な法典編纂と官憲的法令の蒐集の二類型に区分される。そして、「大宝律令は、近江令・淨御原令の編纂において企図した目的主義的な律令の編纂の集大成」であると評価される^②。この評価と今迄述べてきた法継受の側面を合わせて考慮すると、継受した既存の外国法典の構造をそのまま条文に採用させるをえなかったという意味で、官憲的法令の蒐集という性格を一部残している淨御原令（唐律を大系的に撰取、代用した律の場合、目的主義な法典編纂の性格を重視すべきであろう）に対して、まさしく大宝律令の編纂は目的主義的な法典編纂を完遂したという性格の相違が存在する。その相違こそが、律令体制成立に於いて兩律令の果たした役割の差——骨格的形成の役を果たした淨御原律令と、体系的確立の役割の大宝律令——を示すといえよう。

① 石母田正「古代史概説」（岩波『日本歴史』原始および古代 1、四六頁 一九六二）なお氏の関係論文としては「日本古代における實際意識について」（『思想』四五四号 一九六二）「天皇と詔書」（『法學志林』六〇卷三・四号 一九六三）がある。

② 第三節⑬参照。

八 おわり に

以上、長々と愚説を書連ねてきた。最初に断わったように、本稿は法規史研究に限定しながら、淨御原律令の編纂制定についての従来の研究の問題点を眺めたものである。勿論、このような法そのものを取りだして考察を行なうこと自体、どれだけの意義があるかという疑問もあろう。この方法はあく迄も前提たるべきことは言う迄もない。今回の報告は、律令法継受という観点からのみの淨御原律令編纂制定史の研究であり、固有法・初期律令継受との相剋の問題については意識的に触れていない。また今回は切離して独自に進めてきたとはいえ、このような律令制定史の研究は、本来は律令（支配）体制の一環として進めらるべきものであり、第七節の如き考察も、天武持統朝と文武朝の律令政治、或いは律令支配体制の性格の相違の究明の中で、明らかにされるべき問題である。更に、律令支配体制の一つのメルクマークとも言うべき強制機構としての律令法の役割の解明等も伴わねば無意味に近いものとなるであろう。そのような諸問題を今後の課題として残すこの法規史研究

に於いても、得られた結論は例えどのようなものであるにせよ、律令体制成立過程の検討への見逃してはならぬ一つの重要な要素となることを期待して、本稿を草した次第である。浄御原律令に関して以前交わされた論議が結着つけられないまま、現在一方で進められている律令体制成立過程についての諸研究の間には、天武持統朝の史的意義の評価をめぐって、微妙な食違いが生じつつあるように思われる。更に藤原宮の木簡の発見で、今後天武持統朝の意義の再検討が問題となろうが、本稿がその捨石の役を負うことができれば幸である。

補注①

大宝令撰定の折、唐令直訳的な浄御原令に注文を附加する形で、我國の国情に合った内容に改正した例としては、この二例以外に、大宝儀制令文武官条を指摘することができる。同条は「凡文武官初位以上 每朔日朝 各注当前月公文 五位以上進置朝庭 即大納言進奏 若逢雨失容及泥潦並停（弁官取公文 惣納中務省）」と復原されるが、統紀・大宝二年九月戊寅条「制 諸司告朔文者 主典以上送弁官 々々惣納中務省」とあることから、浄御原儀制令同条は、唐令『唐令拾遺』四七三頁以下）に類似して「弁官取公文惣納中務省」の注文は存在していなかったと認められる。

（附記）本稿は、一九六八年一〇月開催の法制史学会第一七回研究会にて、「飛鳥浄御原律令の一考察——その制定の国際的契機——」と題して発表した報告に一部加筆修正したものである。大会席上にて御教示を得た諸氏に感謝の意を表す。

（京都大学法学部大学院学生）

Problems on the Law of *Asuka-Kiyomihara*

飛鳥淨御原律令

by

Noriaki Hayashi

We will study the problem on editing and enforcement of the Law of *Asuka-Kiyomihara* 飛鳥淨御原律令 from the standpoint of history of laws and regulations, adding to the succession of law as a new point; which was actively discussed in the latter half of 1950's and since then has hardly been studied. This means the basis of general re-investigation about the forming process of *Ritsuryo* System 律令体制.

Judging from the text of *Kiyomihara* Law 淨御原令文, which was reintegrated by the writer, Japan succeeded separately the text of *T'ang-Yung-Hui-Ling* 唐永徽令, consulting the enforcement of *Sin-Lo's* 新羅 *Ritsuryo* System through the *Ken Shiragishi* 遣新羅使 after the *Jinshin* Rebellion 壬申乱, and at the time of editing the *Kiyomihara* Law finally it took over *Yung-Hui-Lü-Ling* 永徽律令 systematically. The direct cause of this editing and enactment was the movement that *Sin-Lo* established its rule by way of *Ritsuryo* System of King *Wu-Lieh* 武烈王 and at once joined itself to the *T'ang's* 唐 *Ts'ê-Fêng* System 冊封体制 as the representative of the Peninsula after the clearance of the *T'ang* army from the Peninsula. To win the race of the international position in the *T'ang* Empire against *Sin-Lo* the state constitution needed such an urgent adjustment that *Kiyomihara* Law was hastily enforced as a systematical law with provisions which directly succeeded the *T'ang* System, on the ruling order in the former individual provision of *Ritsuryo* 律令.

Besides, we should re-investigate the editing process from the above-mentioned viewpoint and re-evaluate the existence of the Law of *Kiyomihara* in the present stage of the study of *Ritsuryo* System and moreover, explain the difference of the part between the Law of *Kiyomihara* and that of *Taiho* 大宝律令 in the forming process of the *Ritsuryo* System.